



自転車等放置禁止について

下図の赤色で表示した区域は「自転車等放置規制区域」です。
この区域内に放置されている自転車等は撤去します。

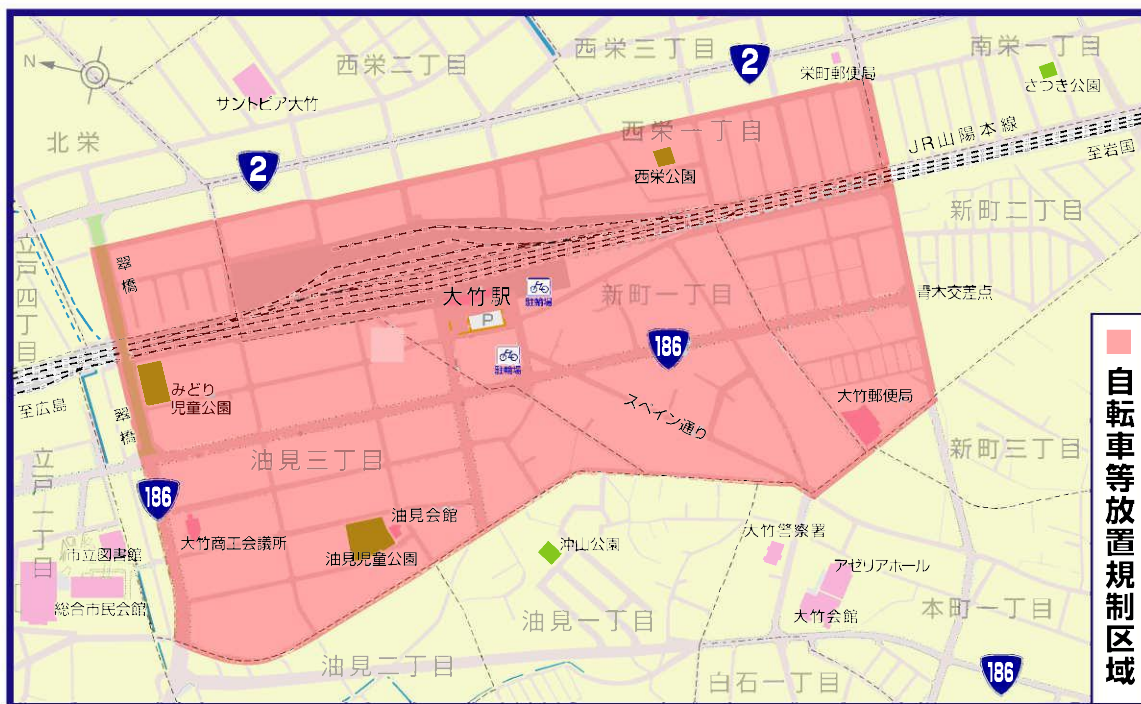
自転車等を使用される方は道路に放置しないで、駐輪場
を利用してください。

撤去された自転車等の返還には費用がかかります。

撤去の際には、標識・ガードレール等に巻き付けてある
チェーンカギは切断することがあります。

※“自転車等”とは、自転車・原動機付自転車及び自動二輪車をいいます。

※“放置”とは、自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいいます。



放置規制区域指定年月日 平成17年4月1日

放置自転車等の返還について

1. 保管場所 大竹市役所 本 庁
2. 返 還 日 時 月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始は除く）8:30～17:15
3. 返還に必要なもの
 - i) 手数料（自転車1000円、原付及び自動二輪 2000円）
 - ii) 自転車等のカギ
 - iii) 免許証・学生証・保険証等（住所・氏名の確認できるもの）
4. 注 意 事 項 撤去後1ヶ月過ぎても引き取りのない自転車等は処分します。

大 竹 市（土木課） TEL 0827-59-2163